

「令和 6 年度（仮称）共生社会推進条例の制定に向けた市民参加事業実施業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 6 年（2024 年）2 月 19 日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
まちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室
電話（011）211-2361

2 公募型企画競争に対する事項

(1) 業務名

令和 6 年度（仮称）共生社会推進条例の制定に向けた市民参加事業実施業務

(2) 業務内容

札幌市では、令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間を計画期間とする最上位の総合計画として、「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の「ビジョン編」を令和 4 年 10 月に、「戦略編」を令和 5 年 10 月にそれぞれ策定した。

このうち「ビジョン編」において、札幌市は多様性と包摂性のある都市を目指すことを掲げた上で、まちづくりの重要概念として、「誰もが多様性を尊重し、互いに手を携え、心豊かにつながること。また、支える人と支えられる人という一方向の関係性を超えて、双方向に支え合うこと」を意味する「ユニバーサル（共生）」を位置付けるとともに、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」（共生社会）の実現を目指すことを明記し、各種取組を推進している状況である。

こうした状況を踏まえ、令和 5 年 4 月の選挙における市長公約においても、「（仮称）共生社会推進条例」（以下「条例」という。）の制定が掲げられたところであり、現在外部有識者会議である「札幌市ユニバーサル推進検討委員会」を中心に令和 6 年度末の制定を目指して条例の内容に関する検討を進めている（令和 6 年 3 月下旬に第 3 回検討委員会を開催し、条例の骨子案を提示予定）。

については、条例の骨子案を市民と共有し、当該骨子案に対する市民意見を把握とともに、共生社会の実現に向けたまちづくりへの関心を喚起すること及び生活に様々な困難を抱える市民が「共生社会の実現」に関するテーマを題材に共に対話等を行うことを通じて、それぞれが抱える状況の共有・理解を促し、心のバリアフリーの更なる推進を図っていくことを目的として、市民を対象としたワークショップの企画運営等を行うものである。詳細は、「令和 6 年度（仮称）共生社会推進条例の制定に向けた市民参加事業実施業務」による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 6 年 7 月 31 日（水）まで

3 参加資格

- (1) 札幌市の競争入札参加資格「物品・役務」のうち、大分類「一般サービス業」の中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」または「広告業」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

4 企画書等の提出方法等

- (1) 提出方法
持参又は郵送とする。
- (2) 提出期間
令和 6 年 2 月 19 日（月）～令和 6 年 3 月 12 日（火）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。受付時間は 8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。
- (3) 提出先
上記 1 のとおり。

5 提案説明書の交付方法

令和 6 年 2 月 19 日（月）からまちづくり政策局政策企画部ホームページにて公開する。

6 選定方法

- (1) 一次審査（書類審査）
提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。
- (2) 最終審査（ヒアリング）
企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

7 その他

- (1) 以下の場合には、企画競争実施委員会において審査の上、失格となることがある。
 - ア 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者
 - イ 本要領に定める手続以外の手法により、企画競争実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
 - ウ 本企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者
 - エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
 - オ 審査の公平性を害する行為を行った者
 - カ その他、提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者
- (2) 企画競争に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

- (3) 提出された企画書等は返却しない。
- (4) 提出された企画書等の訂正・追加・再提出は認めない。
- (5) 同一の事業者からの複数の企画書等の提出は認めない。
- (6) 詳細は提案説明書による。
- (7) 本事業に係る委託費は、令和6年第1回定例市議会において予算案として提出しており、委託契約及び事業の執行は予算案の議決が条件であることから、予算案が否決された場合は委託契約を締結しない。